様式第九（第４条第４項関係）

装備品安定製造等確保計画変更認定書

番　　号
年　　月　　日

（認定装備品安定製造等確保事業者）　殿

防衛大臣

年　　月　　日付けで申請のあった装備品安定製造等確保計画の変更について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第６条第２項において準用する同法第４条第３項の規定に基づき、これを認定します。

記

１　変更前の装備品安定製造等確保計画認定番号

２　変更後の装備品安定製造等確保計画認定番号

３　変更申請者の名称及び代表者の氏名

４　変更申請者の住所

５　その他特記事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十（第４条第６項関係）

装備品安定製造等確保計画の変更不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

（認定装備品安定製造等確保事業者）　殿

防衛大臣

年　　月　　日付けで申請のあった装備品安定製造等確保計画の変更について、下記の理由により認定をしないものとしましたので通知します。

記

１　装備品安定製造等確保計画認定番号

２　不認定の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。